

新・福島市

協働のまちづくり推進指針



まちが好き！ ひとが好き！

～次世代に誇れる、郷土愛に満ちたふくしまとするために～



平成 22 年 6 月
福島市

はじめに

福島市は、平成14年12月に「福島市協働のまちづくり推進指針」(以下「指針」という。)を策定し、これまで指針に掲げた三つの柱である「情報の共有化」「人財育成」「協働の取り組みへの支援」に沿って、様々な取り組みを行ってきました。

一方、指針策定以降、地域をめぐる状況はさらに変化し、市民と行政の協働はますます重要となってきました。

このため、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、社会の変化に対応し、協働のまちづくりをより一層推進するため、このたび、新しい指針を策定することといたしました。

この新しい指針は、福島市総合計画を上位計画とし、総合計画において本市のまちづくりの基本的な考え方と位置づけている「協働」について、その目的や基本原則、推進方針などを具体化するものです。

策定に当たっては、公募等による市民委員18名で構成する「ふくしま協働のまちづくり市民会議」(呼称：協働ネクスト会議)で、8回の全体会議、7回のワークショップ、延べ9回の分科会による真剣な議論を経て、平成20年12月に提出された「福島市協働のまちづくり推進指針改訂についての提言」を踏まえ、検討してきたものです。

また、内容の面では、協働の目的、テーマ、基本概念を明らかにすること、協働の担い手(特に、町内会などの地縁型組織や大学等の教育機関)を明確に位置づけること、協働のために求められる行動や守るべきルールを示すこと、協働をより一層推進するための施策の方向を示すこと、できる限り分かりやすいことばで簡潔に表現すること、に留意しました。

この新しい指針が、私たちのまちをもっと住みやすく、安心して暮らせる場所とするため、そして、子どもたちやその次の世代に誇れる郷土愛に満ちたまちにするため、みんなが一緒になって考え、行動するための道しるべとなるよう願うものです。

終わりに、平成14年度の「ふくしま市民協働型まちづくり懇談会」、平成15年度から平成18年度までの「ふくしま協働のまちづくり市民会議」、そして、指針改訂への提言をいただいた「ふくしま協働のまちづくり市民会議<協働ネクスト会議>」の皆さん並びに、アドバイスをいただいた福島大学教授の牧田実先生と、福島情報ステーション所長の齋藤美佐さんをはじめ、関係の皆さんに心から感謝を申し上げ、巻頭のことばといたします。

平成22年6月

福島市長 瀬戸孝則

【 目 次 】

第1章 推進指針の意義	1
第2章 協働とは	1
1．協働とは	
2．協働の目的	
3．協働の必要性	
第3章 こんな“まち”にしたい、だから協働	5
1．めざすべき“まち”の姿	
2．協働のテーマ	
第4章 協働の担い手と役割	7
1．市 民	
(1) 地縁型組織	
(2) テーマ型組織	
(3) 個人としての市民	
(4) 経済・産業団体等	
(5) 大学等教育機関	
2．行 政	
第5章 協働のルール	10
1．自律の原則	
2．対等の原則	
3．補完の原則	
第6章 協働をさらに推進するために	11
推進目標1．協働を支えるしくみを整えます	
推進目標2．身近で生きた情報の共有化を進めます	
推進目標3．互いを理解し、行動しようとする「人財」の発掘と育成を進めます	

第1章 推進指針の意義

福島市は、市民との「協働」をまちづくりの基本理念¹としています。

この指針は、「協働」の目的や基本原則、推進方針などを明らかにし、「協働」のまちづくりをより一層推進するために定めるものです。

第2章 協働とは

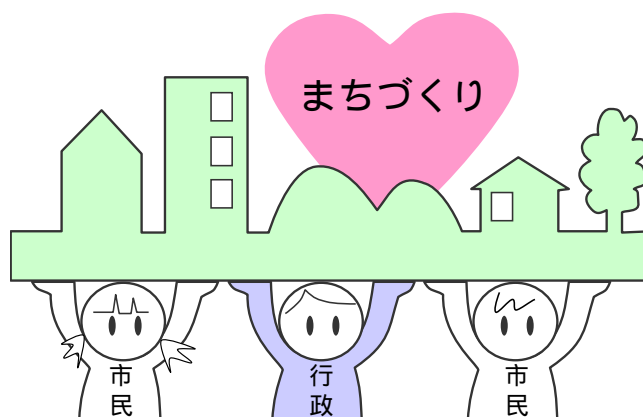
1. 協働とは

「協働」とは、市民と行政が、よりよいまちづくりのために、対等な立場で、協力して取り組むことです。

2. 協働の目的

協働は、まちづくりのための手段です。

協働を推進する目的は、市民だけでも、また行政だけでも実現できない、よりよいまちづくりを実現することにあります。



1 基本理念 平成 22 年に策定の「福島市総合計画基本構想」において、市民と行政との「協働」をまちづくりの基本的な考え方と位置づけています。



基本概念の厳密な定義

1. まちづくり

まちづくりとは、「地域で暮らすうえで、誰にとっても必要な共通の生活の条件（生活基盤）を維持し、よりよくしていこうという営み＝行動」です。

社会の大きな変化のなかで、自分たちの地域の現状をみつめ、将来のあるべき姿を考え道路や公園、公共施設、環境などのハード面のみならず、歴史や文化、人と人との関係や相互扶助の仕組みなどソフト面まで含んだ全般的な生活の条件（生活基盤）をよりよいものにしていく活動がまちづくりです。

2. パートナーシップと連携・協働

パートナーシップとは、「異なる主体が、対等の立場で、相互の理解・尊重のもと、ある問題・課題に対する認識と目的を共有し、一定期間、協力して取り組むこと」です。

本指針では地縁型組織やテーマ型組織など市民各層・各団体相互のパートナーシップを「連携」と呼び、市民各層・各団体と行政とのパートナーシップを「協働」と呼ぶことにします。

3. 協働のまちづくり

「まちづくり」と「協働」を上記のように定義すると、協働のまちづくりとは「よりよいまちづくりと、よりよい社会的サービスの提供を目的として、市民と行政が対等の立場で、相互の理解・尊重のもと、ある問題・課題に対する認識を共有し、一定期間、協力して取り組むこと」ということになります。

3. 協働の必要性

近年、まちづくりをとりまく社会状況は次のように大きく変化し、それに伴って市民の役割が重要となっています。

(1) 市民ニーズの多様化・高度化

都市化や核家族化、超高齢化、価値観の多様化などに伴い、市民がまちづくりに求めるものが、多様かつ高度になっています。

質的に、行政だけでは対応できないものも増えています。

(2) 市民意識の高まりと新たな担い手の成長

まちづくりに主体的に関わることに、使命感や喜び、満足感を感じるという市民意識の高まりが見られます。

これに伴って、町内会や自治振興協議会²などでは、主体的な活動が次第に活発になってきています。また、ボランティア・市民活動団体、NPO³などの組織が数多く誕生し、行政では対応しにくいニーズに応える活動を展開するなど、まちづくりの新しい担い手が成長してきています。

(3) 地方分権⁴の進行

地方分権が進むことによって、地方自治体は、より一層自主的なまちづくりができるようになります。

地方分権を生かし、市民満足度の高いまちづくりを実現するためには、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念のもと、市民と行政がともに考え、ともに選択し、ともに行動することが必要です。

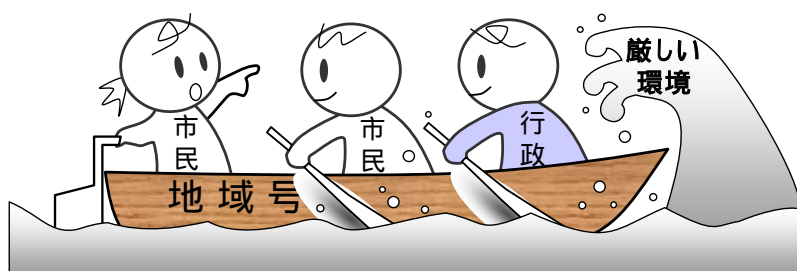
2 自治振興協議会 昭和32年から始まった地域広聴制度ですが、現在は行政と情報を共有し、地域のまちづくりに取り組む中心的組織として活動しています。

3 NPO Non-Profit Organizationの略。広く民間の非営利組織を指します。

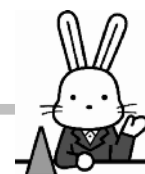
4 地方分権 国の権限や財源を地方に移し、住民に身近な行政はできるだけ身近な市町村が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするものです。

このように、これからの社会で、よりよいまちづくりを実現するためには、市民と行政が協力して取り組むこと、つまり「協働」が必要不可欠です。

“これから”のまちづくり



< より深く理解するために >



社会変化と協働、新しい公共性

これまでの日本の社会では、まちづくりや社会的サービスの供給は、国や自治体などの行政が担うものとされ、行政のすることがそのまま「公共の福祉」や「公共サービス」であると考えられてきました。

しかし、すでにみてきたように、近年の大きな社会変化は、行政の役割を縮小するとともに、市民の主体的な力量を高め、両者の重なり合う領域を広げてきました。そして、いまやよりよいまちづくりとよりよい社会的サービス提供のためには、両者の協働が欠かせない段階に入ってきました。

協働とは、まちづくりと社会的サービスの充実というあらゆる市民に関わることに、市民と行政が対等の立場で、協力して取り組んでいくということです。そのためには、市民と行政がともに新しい社会的ルール（行為の規範）をつくりあげることが必要です。それはつまり私たちの社会に「新しい公共性」を築くことにほかなりません。

1. めざすべき“まち”の姿

福島市では、めざすべき“まち”の姿を次のように考え⁵、その実現に取り組んでいます。

安全で安心なまち

にぎわいのあるまち

活力のあるまち

人が輝くまち

美しいまち

2. 協働のテーマ

福島市は人情味にあふれ、豊かな自然に恵まれたまちです。自然と人間の知恵が織りなすことで育まれてきた文化や歴史は、私たちの日々の生活のなかに“思いやり”や“気づかい”として息づき、人に優しく、暮らしやすいまちでもあります。

しかし、今日の社会変化のなかで、そうした福島市のよさを将来にわたって保ちつづけるためには、市民一人ひとりの努力が必要です。

私たちのまちをもっと住みやすく、安心して暮らせる場所とするため、そして子どもたちやその次の世代に誇れる郷土愛に満ちたまちとするためには、みんなが一緒になってまちづくりについて考え、行動すること、つまり市民と行政との協働が欠かせません。

以上のことから、めざすべき“まち”の姿を実現するための協働のテーマを次のように定めます。

「 まちが好き！ひとが好き！

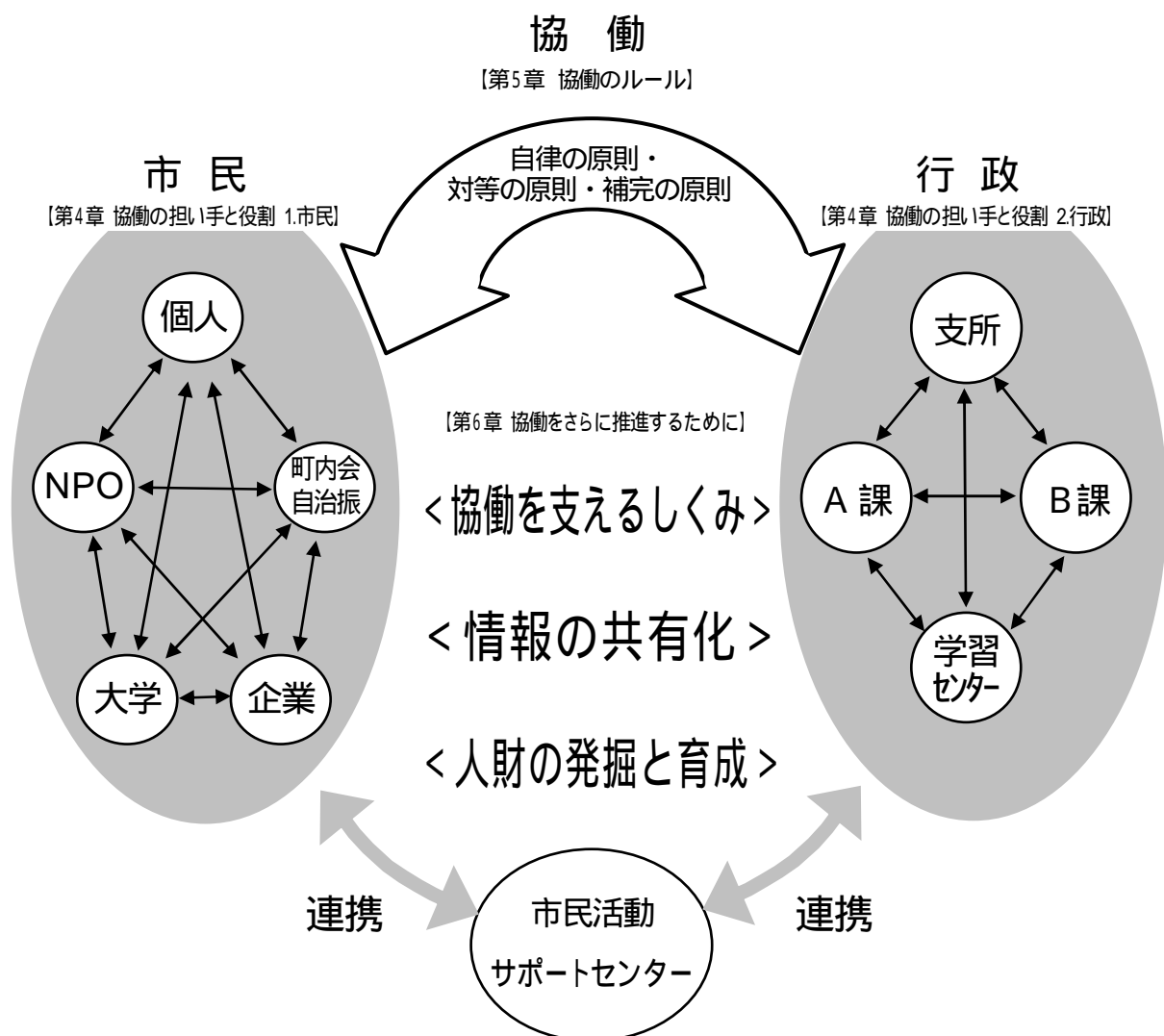
～ 次世代に誇れる、郷土愛に満ちたふくしまとするために ～」

5 めざすべき“まち”の姿 「福島市総合計画基本構想」において定めています。

協働のまちづくりの全体イメージ

まちが好き！ ひとが好き！
～次世代に誇れる、郷土愛に満ちたふくしまとするために～

【第3章 こんな“まち”にしたい、だから協働 2協働のテーマ】



第4章	協働の担い手と役割
-----	-----------

協働の担い手（主体）は、市民と行政です。

協働のまちづくりをより一層進めるためには、それぞれの立場や持ち味を生かし、次のような役割を果たす必要があります。

1. 市民

(1) 地縁型組織 [町内会、自治振興協議会、子ども(育成)会、婦人会、老人クラブなど]

地域自治の主体としての自覚と誇りをもち、地域の実情を最も熟知している強みと身近な生活における人と人とのつながりを生かし、それぞれの地域のまちづくりに関する合意形成と実践に取り組みます。

(2) テーマ型組織 [ボランティア・市民活動団体、NPO、NPO法人など]

社会的サービス提供の担い手として自覚と誇りをもち、専門性、先駆性、多様性などの特性を生かし活動を展開します。また、他主体・組織との協働・連携に積極的に取り組みます。

(3) 個人としての市民

まちづくりの主体として自覚をもち、一人ひとりが地域に関心をもち、自分の意思により、まちづくりに積極的に参加します。

(4) 経済・産業団体等 [商工会議所、商工会、商店会、農業協同組合、企業など]

専門性の高い人材や知識、技術、資金などの資源を生かし、地域社会の一員としてまちづくりに積極的に取り組みます。

(5) 大学等教育機関 [大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等学校など]

専門性の高い人材や知識、情報などを提供し、地域社会の一員としてまちづくりに積極的に関わります。また、次世代を担う人材の養成に努めます。



地域社会の変化と地縁型組織、テーマ型組織

1. 地縁型組織

(1) 特性

一定の地域に住むことから生まれる縁にもとづき組織され、地域に根ざした活動を行う組織です。地域に密着し、ハード・ソフト両面にわたる共通の生活の条件(生活基盤)を共同で管理することにより、地域生活を支えるという大切な役割を担ってきました。

個人や家族では必ずしも充足できない地域生活のニーズに対応するという意味では、行政の役割と重なる領域も多く、これまでも多くの部分で行政と協働してきたといえます。

(2) 地域社会と地縁型組織

地域社会は、これまで以上にさまざまな課題に直面しています。少子化の進展による人口減少時代への転換やそれともなう超高齢社会の到来、経済基盤の弱体化による地域存立の危機、近隣関係の希薄化と相互扶助の弱まりなど、このままではコミュニティとしての機能が維持できなくなりつつあります。

こうした状況にあるからこそ、市民各層・各団体を主体とするまちづくりが求められています。そして、その担い手(主体)として町内会などの地縁型組織に対する期待が高まっています。

2. テーマ型組織

(1) 特性

ある特定の目的(テーマ)にもとづいて組織され、必ずしも地域にはとらわれず、それぞれが得意とする分野において専門的な活動を展開しています。

さまざまな社会的サービスの提供を目的とする点で、行政の役割と共通する部分は大きいといえますが、公平性を原則とする行政に対し、先駆性や多様性といった特徴もっています。また、行政に対する新しい政策の提言を行うこともテーマ型組織の大切な役割です。

(2) 社会的サービスとテーマ型組織

地域社会の変化は、これまで家族や地域が担ってきた役割を縮小させ、結果として社会的サービスへの需要を量的・質的に拡大させています。これまで社会的サービスの主たる提供者だった行政も、深刻な財政危機等により機能の縮小を余儀なくされています。企業も社会的サービスの提供者となりえますが、営利が目的である以上、採算性を重視せざるをえません。

こうして多様化・高度化した社会的サービスの提供主体として注目されてきたのが、ボランティア・市民活動団体、NPOなどのテーマ型組織です。必要な社会的サービスが安定して供給されるためには、市民各層・各団体と行政との協働がどうしても必要です。

2. 行 政

行政は、公平性と公正性の原則にもとづき、まちづくりの実践や社会的サービスの提供を任務とする専門機関です。社会の変化や財政危機のもとにあっても、将来にわたってその役割が失われることはありません。

しかし、これまでみてきたように、行政が公共性を独占する時代は終わろうとしており、市民が望むよりよいまちづくりと、よりよいサービスを実現するためには、市民との協働が必要です。そのためには、職員の意識改革を図り、協働をさらに広げていくための仕組みや制度を整えるとともに、協働の担い手(主体)それぞれに対し、きっかけづくりや情報の収集・提供、コーディネートなどの働きかけを行う必要があります。

しくみを協働の観点から見直す

市民との協働は、行政の基本的使命であるまちづくりと社会的サービスの充実にとって必要不可欠な手段であることを認識し、その観点から既存のしくみの見直しを図ります。

職員の意識改革を図る

パートナーとなる市民側の担い手(主体)のそれぞれの特性や役割について理解を深めるとともに、協働の意義と重要性を正しく認識し、遅滞なく実践に取り組めるよう職員の意識改革を徹底して行います。

組織内の連携を強める

市民との協働によって実施される事業のテーマ・領域は幅広く、かつ多様であり複数の部所にまたがることも多いので、横断的な連携を日常のものとして徹底します。

行政情報の提供をさらに強力に進める

協働の前提となる行政情報の提供を徹底し、より親しみやすく分かりやすく、市民に伝えます。

第5章 協働のルール

市民と行政が協働する場合には、次の3つのルールを守り、互いに円滑な関係を保ちながら取り組む必要があります。

1. 自律の原則

市民と行政は、それぞれに独立した存在であることを認め合い、互いの意思を尊重しなければなりません。

強制したり、反対できないように誘導するといった関係は、真の協働とはいえません。

2. 対等の原則

市民と行政は、互いに対等の関係であることを認め合い、主張すべきことは主張し、妥協すべきことは妥協しながら、協力しなければなりません。

両者の間に直接・間接の上下関係があつて、ものが言えない状況にあつたりする場合は、真の協働とはいえません。

3. 補完の原則

市民と行政には、人材、資金、専門知識、情報、技術、ネットワークなどの点で、それぞれに特性があり、また不得手な部分もあります。適切な役割分担によって、互いの長所を生かし短所を補い合いながら、協力しなければなりません。

一方が他方に任せきりにする関係は、協働とはいえません。



第6章 協働をさらに推進するために

協働のまちづくりをより一層推進するため、その推進目標と基本方針、基本施策を定めます。
なお、協働のまちづくりを計画的かつ着実に進めるための行動計画は別に定めます。

推進目標 1. 協働を支えるしくみを整えます。

市民と行政との協働の取り組みをさらに進め、定着させるため、協働を支える日常的なしくみを整えます。

【 これまでの成果と課題 】

福島市では、市民活動を支援する拠点施設として、平成17年度に「市民活動サポートセンター⁶」を設置し、情報提供や相談等を行ってきました。また、協働を創出するモデル事業として、平成16年度から「ふくしま協働のまちづくり事業<コラボ ふくしま>⁷」や、平成18年度から「安全安心なまちづくり事業⁸」、平成19年度から「市制施行100周年記念事業⁹」、そしてこれらを発展させて、平成20年度から「地域別まちづくり支援事業¹⁰」などを行ってきました。

今後は、これら協働事業の経験を生かし、市民が参加しやすい形態も考慮しながら協働を支えるしくみを整えていくことが必要です。

【 基本方針 】

- (1) 市は、市民の協働の取り組みを支援します。
- (2) 市は、さまざまな協働の取り組みに対応できるよう、庁内横断的に連携します。
- (3) 市と市民は、継続的に協働の取り組みを評価し、その成果を次の取り組みに生かします。

【 基本施策 】

- (1) 「ふくしま協働のまちづくり事業<コラボ ふくしま>」「地域別まちづくり支援事業」など既存制度の見直し、改善による支援の充実 (市)
- (2) 協働の手引き書や先進事例集の作成、活用 (市)
- (3) 地縁型組織を支援する支所機能の充実 (市)
- (4) 市民活動サポートセンターの相談機能、連絡・調整機能の充実 (市・市民)
- (5) 庁内横断的な連携や機関・団体間の連携を連絡・調整する部所の確立 (市)
- (6) 協働の取り組みを評価し、その成果を改善につなげるしくみの確立 (市・市民)



6. 市民活動サポートセンター

公益的市民活動に関する様々な相談対応や情報提供、交流支援、講座開設(市民活動入門講座、ステップアップ講座)、印刷機等の機材提供を行っています。

7. ふくしま協働のまちづくり事業<コラボ ふくしま>

市との協働による公共性の高いまちづくり活動の提案を募り、その経費の一部を助成する制度です。

8. 安全安心なまちづくり事業

安全で安心な地域社会づくりを推進するため、地域からの提案に基づいて、道路側溝の修繕や道路反射鏡の設置などを行うほか、犯罪や事故の未然防止を図るための地域安全活動といったソフト事業に対して、地区単位で助成する制度です。

9. 市制施行100周年記念事業

平成19年度に市民との協働で展開した市制施行100周年記念事業のなかに位置づけられた『地域別まちづくり事業』では、地域の特色を生かしたまちづくりの推進や、まちづくりに対する機運を今後へつなげるために、地域ごとの自主的な活動に対してその経費の一部を助成し実施しました。

10. 地域別まちづくり支援事業

市制施行100周年記念事業で実施した制度をもとに継続できる事業に組み替え、新たに平成20年度より実施しているものです。

推進目標 2 . 身近で生きた情報の共有化を進めます。

市民と行政が地域の現状、課題などについて認識を共有することが、協働の基礎となります。このため、協働の担い手（主体）それぞれが伝えたい、知りたい情報を、身近なところから分かりやすく受発信し、情報の共有化を進めます。

【これまでの成果と課題】

福島市では、平成10年度、情報公開条例を施行し、市政情報の公開に努めてきました。また、平成15年度には、「パブリック・コメント制度¹¹」を導入するとともに、平成16年度には、市民同士の自由な意見交換や行政情報の提供・共有を図るため、市のホームページに「協働のまちづくり市民電子会議室<e-ネットふくしま¹²>」を開設しました。また、平成20年度から「地区だより¹³」を発行し、市民に身近な地域に密着した情報の発信に努めてきました。

このような中で、市政の現状や制度のしくみ、市民に身近な情報をより分かりやすく伝えることがより一層求められています。また、協働の担い手としての市民の側からの情報発信も重要となってきています。

【 基本方針 】

- (1) 市は、市政の現状、制度のしくみ、市民に身近な情報を分かりやすく市民に伝えるとともに、事務・事業の過程の透明性を向上させます。
- (2) 市は、市民の声を聴く広聴機能をより一層充実します。
- (3) 市民は、協働の担い手として積極的に情報を発信するとともに、得た情報を有効に活用します。

【 基本施策 】

- (1) 市政だより、地区だより、市ホームページ、民間情報紙など媒体の多面的な活用と有機的な組み合わせによる情報発信の拡大 (市)
- (2) 情報の迅速性の向上とより親しみやすく分かりやすい表現方法等の工夫 (市)
- (3) 市民情報室¹⁴のさらなる充実 (市)
- (4) 市の事務・事業の過程を明らかにし、分かりやすく伝えるしくみの確立 (市)
- (5) パブリックコメント、わいわい夢会議¹⁵などの広聴制度の積極的な活用の促進 (市)
- (6) 市民活動サポートセンターにおける情報の受発信・支援機能の充実 (市・市民)
- (7) 情報を伝える手段・内容の工夫と有効活用 (市民)



11. パブリック・コメント制度

重要な条例や計画等を策定する際に、市民にその案をあらかじめ公表し、広く意見を募る制度です。

12. 協働のまちづくり市民電子会議室<e-ネットふくしま>

時間や場所の制約を受けず、市民同士の自由な意見交換や行政情報の提供・共有を図るため、市のホームページ上に開設しました。

13. 地区だより

身近な地域に密着した情報を掲載して、各支所管内ごとに市政だよりに折り込みしています。

14. 市民情報室

福島市が作成した各種行政資料を備え、閲覧することができる場所です。

15. わいわい夢会議

市民の自由な発想や夢を市長が直接聞くことにより、実現可能なものを施策に反映させ、地域の特性を生かした「美しい元気なまちづくり」を推進することを目的に開催しています。

推進目標 3 . 互いを理解し、行動しようとする「人財¹⁶」の発掘と育成を進めます。

協働を実現し、さらに推進するためには、それを実践する人が必要です。このため、互いにパートナーとして理解し合い、協力して行動しようとする「人財」の発掘と育成をより一層進めます。

【これまでの成果と課題】

福島市では、協働のまちづくりへの理解を広め、地域課題に対し自主的・主体的に取り組むことのできる「人財」の掘り起こしや、能力の向上を図るため、平成16年度から「市民協働のまちづくり楽校（講座）¹⁷」や「市民活動サポートセンター」による様々な講座を開設するとともに、平成17年度からは、若手の地域づくりのリーダー養成のための「ふくしま街づくり夢仕掛人塾¹⁸」や、市職員が協働について理解を深めるための「職員研修」を実施してきました。

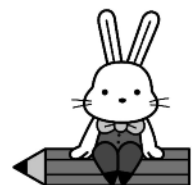
このような中で、地縁型・テーマ型組織における「人財」の発掘やリーダーの育成、市民と協働できる市職員のさらなる育成が求められています。

【 基本方針 】

- (1) 市と市民は、市民のまちづくりへの参加意識の醸成を図ります。
- (2) 市と市民は、リーダーや担い手となりうる「人財」の発掘と育成を進めます。
- (3) 市は、協働を正しく認識し、市民と協力して実践できる市職員をより一層育成します。

【 基本施策 】

- (1) 学習センターなどと連携した協働のまちづくりについて理解を深めるための研修会等の実施 (市・市民)
- (2) リーダーや担い手として必要な知識・技能を身につけるための研修会等の実施 (市・市民)
- (3) 若手の主体的な参加を促し、「人財」の発掘につなげる活動方法等の工夫 (市民)
- (4) 市民間の他組織との交流・連携や市との協働の実践を通しての「人財」の発掘・育成 (市民)
- (5) 人材登録制度の創設と活用 (市)
- (6) 職員研修や協働の実践を通しての市職員の意識改革、総合的能力の向上、市民と協働できる職員のさらなる育成 (市)



16. 人財

人は宝であるという認識から、制度の名称を除き、ここでは「人財」と表記しています。

17. 市民協働のまちづくり楽校 (講座)

協働のまちづくりへの理解を広め、地域課題に対し自主的・主体的に取り組むことのできる「人財」の掘り起こしや、能力の向上を図るために開催している講座です。

18. ふくしま街づくり夢仕掛人塾

20歳から30歳代を対象とした、地域づくりを担う将来的なリーダーを養成することを目的とした人材育成事業です。

